2022年6月8日 各位

 会 社 名
 合 同 会 社 Vpg

 代表者名
 代 表 社 員

山内万丈

 会 社 名
 株 式 会 社 KITE

 代表者名
 代 表 取 締 役

 山 内 万 丈

「東洋建設株式会社(証券コード:1890)の株券等に対する 公開買付けの開始予定に関するお知らせ」 の訂正に関するお知らせ

合同会社 Vpg (以下、「当社 (Vpg)」といいます。) 及び株式会社 KITE (以下、「当社 (KITE)」といい、当社 (Vpg) と併せて、「当社ら」又は「公開買付者」といいます。) は、東洋建設株式会社 (以下「対象者」といいます。) の普通株式 (以下「対象者株式」といいます。) を金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。) に基づく公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) により取得することを決定し、2022 年5月18日付け「東洋建設株式会社 (証券コード:1890)の株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」 (以下「本公開買付け予告プレス」といいます。)を公表しておりますが、本公開買付けに係る本公開買付け予告プレスの記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたため、本日、本公開買付け予告プレスを下記のとおり訂正いたしましたので、お知らせいたします。なお、本書において用いられる用語は、別途本書にて明示的に定義されない限り、本公開買付け予告プレスにおいて定義された意味を有するものとします。

当社らは、2022年5月18日以降においても、本公開買付けの開始に向けて引き続き対象者との協議を継続しています。他方で、2022年5月24日付けで、対象者取締役会により「合同会社 Vpg らないしダブリューケイ・ワン・リミテッド (WK1Limited) らによる当社株式を対象とする大規模買付行為等が行われる具体的な懸念があることに基づく当社の会社の支配に関する基本方針及び当社株式の大規模買付行為等への対応方針 (Vpg らによる当社株式の公開買付け申込みに関する協議を強圧性のない状況下で真摯に行うための環境確保のための方策)」(以下「本対応方針」といいます。)が導入され、(ア)本対応方針を導入することの承認、及び、(イ)当社らを含む特定株主グループが本対応方針に重大な違反をして大規模買付行為等を行った場合に対象者が本対応方針に基づく対抗措置を発動することの承認について、2022年6月24日開催予定の対象者の定時株主総会において決議がなされることが予定されています。

当社らとしては、当初から、対象者取締役会の同意を得ない敵対的な買収を行う意図は有しておらず、対象者取締役会の賛同表明及び応募推奨の取得を、本公開買付けの開始に関する前提条件の一つとして本公開買付けを実施します。当社らは、この点を明確にするため、2022年

6月8日付で、対象者に対して、以下の事項を誓約しました。なお、2022年6月8日付で、当社らの特別関係者である WK 1 Limited、WK 2 Limited 及び WK 3 Limited も対象者に対して同様の事項を誓約する書面を差し入れております。

- (1) 当社らは、対象者取締役会が賛同を表明し、また対象者株主に対して応募の推奨を行わない限り、本公開買付け(第三者をして同様の公開買付けを行わせることを含む。) を開始しないこと、及び、対象者の事前の同意なく、本公開買付け予告プレス〈本公開買付前提条件〉記載の本公開買付前提条件①を放棄しないこと
- (2) 当社らは、2023年5月24日までの間、対象者の事前の同意なく、市場買付けその他の方法を問わず、対象者株式の追加取得及び本対応方針に定める「大規模買付行為等」(第三者をして当該追加取得及び当該行為等を行わせることを含む。)を行わないこと

また、上記の誓約により本対応方針はその必要性がないことは明らかであると当社らは考えるため、当社らは、対象者取締役会に対して、本対応方針を廃止する旨の決議を行うとともに、対象者の定時株主総会に対する本対応方針の導入等に関する議案の上程を取り下げることを要請いたしました。

上記の誓約の結果、本公開買付けの開始のためには、本公開買付け予告プレス〈本公開買付前提条件〉記載の本公開買付前提条件①の充足が必須となりましたが、本公開買付け予告プレスにおいて公表したとおり、当社らは引き続き 2022 年 6 月下旬を目途に本公開買付けを開始することを目標としております。2022 年 6 月下旬の時点で本公開買付け予告プレス〈本公開買付前提条件〉記載の本公開買付前提条件①が充足されない場合においても、当社らは、対象者取締役会からの賛同表明及び応募推奨の取得に向けて、引き続き対象者と協議をさせていただく予定です。この場合は、2022 年 6 月下旬に、その旨及び本公開買付けの開始時期の延期に関する情報を公表する予定です。

当社らとしては、引き続き対象者と当社買収提案に関して協議を継続してまいります。なお、 今後も対象者との協議に重大な進捗がありましたら、当社らより公表(2以上の報道機関に対 する公開又は Yamauchi No.10 Family Office のウェブサイトにて公開する方法によります。)さ せていただきます。

記

訂正箇所には下線を付しております。

冒頭柱書

(訂正前)

<前略>

なお、本公開買付けは、本公開買付前提条件(下記<本公開買付前提条件>に定義します。以下同じです。)が充足された場合(又は当社らが本公開買付前提条件を放棄した場合)に限り、開始いたします。当社らは、本日現在、本公開買付前提条件の全てが直ちに充足された場合には、2022年6月下旬を目途に本公開買付けを開始することを予定しております(なお、本公開買付開始前提条件①の充足の状況によっては開始時期が延期又は前倒しされる可能性もありますが、その場合は開始時期の延期又は前倒しが判明次第、遅滞なく公表(2以上の報道機関に対する公開又は Yamauchi No.10 Family Office(以下「YFO」といいます。)のウェブサイトにて公開する方法によります。以下同じです。)いたします。)。なお、本書において別途明記されているもの(下記<本公開買付価格>に記載の買付け等の価格の変更及び下記<本公開買付けの概要>に記載の特別関係者が本公開買付けに応募しない場合の買付予定数の下限の変更その他これに関連する変更を意味します。)を除き、本公開買付けの条件については、変更は予定しておりません。

(訂正後)

<前略>

なお、本公開買付けは、本公開買付前提条件(下記<本公開買付前提条件>に定義します。以 下同じです。) が全て充足された場合(又は本公開買付前提条件①が充足され、かつ当社らが本 公開買付前提条件②を放棄した場合)に限り、開始いたします。当社らは、下記〈本公開買付け の実施を決定するに至った背景及び目的について〉「③本公開買付けを実施する理由及び実施 に至る経緯」「カ. 2022年5月18日以降の経緯」に記載のとおり、対象者の同意なく、本公開 買付前提条件①を放棄しないことを対象者に誓約したことから、本公開買付前提条件①の放棄 はいたしません。当社らは、本日現在、本公開買付前提条件の全てが直ちに充足された場合に は、2022年6月下旬を目途に本公開買付けを開始することを予定しております(なお、本公開 買付開始前提条件①の充足の状況によっては開始時期が延期又は前倒しされる可能性もありま すが、その場合は開始時期の延期又は前倒しが判明次第、遅滞なく公表(2以上の報道機関に対 する公開又は Yamauchi No.10 Family Office (以下「YFO」といいます。) のウェブサイトにて公 開する方法によります。以下同じです。)いたします。)。なお、本書において別途明記されて いるもの(下記<本公開買付価格>に記載の買付け等の価格の変更及び下記<本公開買付けの 概要>に記載の特別関係者が本公開買付けに応募しない場合の買付予定数の下限の変更その他 これに関連する変更を意味します。)を除き、本公開買付けの条件については、変更は予定して おりません。

〈本書による開示の理由〉

(訂正前)

<前略>

そのため、当社らは、本公開買付けを直ちに開始するのではなく、あくまでも下記<本公開買付前提条件>に定める全てが充足された場合又は当社らが本公開買付前提条件を放棄した場合に限り、本公開買付けを開始することをここに明らかにするものです。

<後略>

(訂正後)

<前略>

そのため、当社らは、本公開買付けを直ちに開始するのではなく、あくまでも下記<本公開買付前提条件>に定める全てが充足された場合、又は本公開買付前提条件①が充足され、かつ当社らが本公開買付前提条件②を放棄した場合に限り、本公開買付けを開始することをここに明らかにするものです。

<後略>

(訂正前)

<前略>

また、当社らは、2022年5月16日には、対象者に対して、経営方針及び企業価値向上策を提示しており、その内容からも、本公開買付けが対象者の企業価値向上に資するものであることは対象者にも示しており、かつ、その内容は対象者が2022年5月16日付で公表したプレスリリースにおいて対象者が当社買収提案に関して確認が必要と述べた事項(その詳細は下記<本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び目的について>「③本公開買付けを実施する理由及び実施に至る経緯」「オ.本公開買付けの決定に至る経緯及び本公開買付けを実施する理由」をご参照ください。)にも答えるものであり、対象者の懸念は解消されるものと考えております。

<後略>

(訂正後)

<前略>

また、当社らは、2022年5月17日には、対象者に対して、経営方針及び企業価値向上策を提示しており、その内容からも、本公開買付けが対象者の企業価値向上に資するものであることは対象者にも示しており、かつ、その内容は対象者が2022年5月16日付で公表したプレスリリースにおいて対象者が当社買収提案に関して確認が必要と述べた事項(その詳細は下記<本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び目的について>「③本公開買付けを実施する理由及び実施に至る経緯」「オ.本公開買付けの決定に至る経緯及び本公開買付けを実施する理由」をご参照ください。)にも答えるものであり、対象者の懸念は解消されるものと考えております。

<後略>

(訂正前)

<前略>

当社らは、今後の当社ら及び対象者との協議・交渉を通じて、下記〈本公開買付前提条件〉に記載の前提条件(本公開買付けに対する対象者取締役会の賛同表明及び応募推奨を含みます。)の条件の状況を順次確認するとともに、最終的には、下記〈本公開買付前提条件〉に記載の方法により当該前提条件の充足の有無を判断いたします。当社らは、2022年6月下旬において、下記〈本公開買付前提条件〉記載の前提条件の充足の有無(不充足の場合には、その理由及び不充足となった前提条件を放棄して本公開買付けを開始するか否かを含みます。)について、公表する予定です。また、これに加えて、2022年6月下旬よりも前においても、下記〈本公開買付前提条件〉記載の前提条件の充足の状況について重大な変更(下記〈本公開買付前提条件〉記載のとおり本公開買付けの開始時期の延期又は前倒しを含みます。)が生じた場合には、速やかに公表する予定です。万が一下記〈本公開買付前提条件〉記載の前提条件のいずれかが充足されず本公開買付けを開始しない場合には、当社ら及び特別関係者は、現時点においては対象者の中長期的な株主として対象者株式を継続的に所有し、引き続き対象者の株主として建設的な対話(エンゲージメント)を対象者と行い、対象者の企業価値及び株主共同の利益の向上に関与することを企図しております。

(訂正後)

<前略>

当社らは、今後の当社ら及び対象者との協議・交渉を通じて、下記〈本公開買付前提条件〉に 記載の前提条件(本公開買付けに対する対象者取締役会の賛同表明及び応募推奨を含みます。) の条件の状況を順次確認するとともに、最終的には、下記〈本公開買付前提条件〉に記載の方法 により当該前提条件の充足の有無を判断いたします。当社らは、2022年6月下旬において、下 記〈本公開買付前提条件〉記載の前提条件の充足の有無(不充足の場合には、その理由及び不充 足となった前提条件②を放棄して本公開買付けを開始するか否かを含みます。) について、公表 する予定です。2022 年6月下旬の時点で下記〈本公開買付前提条件〉記載の本公開買付前提条 件①が充足されない場合も、当社らは、引き続き対象者取締役会からの賛同表明及び応募推奨 の取得に向けて対象者と協議をさせて頂く予定です。この場合は、2022年6月下旬に、その旨 及び本公開買付けの開始時期の延期に関する情報を公表する予定です。また、これに加えて、 2022 年6月下旬よりも前においても、下記〈本公開買付前提条件〉記載の前提条件の充足の状 況について重大な変更(下記(本公開買付前提条件)記載のとおり本公開買付けの開始時期の延 期又は前倒しを含みます。)が生じた場合には、速やかに公表する予定です。 万が一下記 (本公 開買付前提条件〉記載の前提条件のいずれかが充足されず本公開買付けを開始しない場合には、 当社ら及び特別関係者は、現時点においては対象者の中長期的な株主として対象者株式を継続 的に所有し、引き続き対象者の株主として建設的な対話 (エンゲージメント) を対象者と行い、 対象者の企業価値及び株主共同の利益の向上に関与することを企図しております。

〈本公開買付前提条件〉

(訂正前)

本公開買付けは、2022年6月下旬を目途に、以下の全ての条件(以下「本公開買付前提条件」といいます。)が充足された場合(又は当社らが本公開買付前提条件①及び②のうち不充足である事項を放棄した場合)に、開始いたします(なお、本公開買付開始前提条件①の充足の状況によっては開始時期が延期又は前倒しされる可能性もありますが、その場合は開始時期の延期又は前倒しが判明次第、遅滞なく公表いたします。)。

<後略>

(訂正後)

本公開買付けは、2022年6月下旬を目途に、以下の全ての条件(以下「本公開買付前提条件」といいます。)が充足された場合(又は<u>本公開買付前提条件①が充足され、かつ</u>当社らが本公開買付前提条件②のうち不充足である事項を放棄した場合)に、開始いたします(なお、本公開買付開始前提条件①の充足の状況によっては開始時期が延期又は前倒しされる可能性もありますが、その場合は開始時期の延期又は前倒しが判明次第、遅滞なく公表いたします。)。

<後略>

〈本公開買付前提条件に係る当社らの認識〉

(前提条件①について)

(訂正前)

上記前提条件①については、下記<本公開買付けを実施する理由及び実施に至る経緯について>に記載のとおり、当社らは、対象者との建設的な対話を進めており、2022年5月<u>16</u>日には、対象者に対して、経営方針及び企業価値向上策を提示しており、その内容は対象者の賛同を十分に得られる内容であると考えております。

<後略>

(訂正後)

上記前提条件①については、下記<本公開買付けを実施する理由及び実施に至る経緯について>に記載のとおり、当社らは、対象者との建設的な対話を進めており、2022年5月17日には、対象者に対して、経営方針及び企業価値向上策を提示しており、その内容は対象者の賛同を十分に得られる内容であると考えております。

<後略>

〈インフロニア公開買付けに対する当社らの提案の優位性〉

(訂正前)

<前略>

なお、当社らとしては、仮にインフロニア公開買付けが不成立となった場合においても、インフロニア公開買付けの公開買付期間が満了してしまうと、インフロニア公開買付届出書におけ

る対象者が対抗的な提案を受け入れるとの表明が存しなくなることから、対象者が更に当社買収提案を対抗提案として真摯に検討するかが不明瞭であるため、当社らとしては、インフロニア公開買付けにおける公開買付期間中に本書により当社買収提案の内容を明らかにする必要があると考えた次第です。

(訂正後)

<前略>

なお、当社らとしては、仮にインフロニア公開買付けが不成立となった場合においても、インフロニア公開買付けの公開買付期間が満了してしまうと、インフロニア公開買付届出書における対象者が対抗的な提案を受け入れるとの表明が存しなくなることから、対象者が更に当社買収提案を対抗提案として真摯に検討するかが不明瞭であるため、当社らとしては、インフロニア公開買付けにおける公開買付期間中に本書により当社買収提案の内容を明らかにする必要があると考えた次第です。

その後、インフロニアの 2022 年 5 月 20 日付「東洋建設株式会社株式 (証券コード:1890) に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」によれば、インフロニア公開買付けにおける応募株券等の総数 (4,051,830 株) が買付予定数の下限 (43,837,790 株) に満たなかったため、インフロニアは応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことであり、インフロニア公開買付けは不成立となりました。また、インフロニアは、対象者を完全子会社化する検討を一旦中止し、他方で対象者との間の従来の資本業務提携関係を継続しつつ、様々な選択肢を視野に入れながらインフロニアグループの企業価値向上を目指していくとのことです。

〈本公開買付けの概要〉

(訂正前)

当社らは、対象者の非公開化を目的として、本公開買付前提条件が充足されたこと(又は当社らが本公開買付前提条件を放棄したこと)を本公開買付けの開始の条件として、当社らが共同して公開買付者となって、東京証券取引所プライム市場に上場している対象者株式の全て(当社らが所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式(但し、BIP信託が所有する対象者株式を除きます。以下同じです。)を除きます。)を対象とする本公開買付けを実施することを決定いたしました。

<後略>

(訂正後)

当社らは、対象者の非公開化を目的として、本公開買付前提条件が全て充足されたこと(又は本公開買付前提条件①が充足され、かつ当社らが本公開買付前提条件②を放棄したこと)を本公開買付けの開始の条件として、当社らが共同して公開買付者となって、東京証券取引所プライム市場に上場している対象者株式の全て(当社らが所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式(但し、BIP信託が所有する対象者株式を除きます。以下同じです。)を除きます。)

を対象とする本公開買付けを実施することを決定いたしました。

<後略>

〈本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び目的について〉

③ 本公開買付けを実施する理由及び実施に至る経緯

<中略>

ウ. 4月22日回答書における当社らの提案に至る経緯 (訂正前)

<前略>

4月22日回答書は、対象者に対する敵対的な買収を意図するものではなく、当社(Vpg)は対象者の長期的な企業価値・株式価値の向上に資する戦略的な選択肢を友好的に協議(エンゲージメント)することを目的としておりました。上記の理由から当社(Vpg)は、対象者の戦略的な選択肢の一つとして当社買収提案を行っておりますが、4月22日回答書の時点では、あくまでも戦略上の選択肢の一つであり、上記のとおり、当社(Vpg)は、当社買収提案に限らず、対象者の企業価値・株式価値向上に資するのであれば、対象者の上場維持や当社(Vpg)ではない他の買主候補に対する対象者株式の譲渡も含めて、あらゆる選択肢について対象者との建設的な対話を望んでおりました。また、かかる建設的な対話のため、当社(Vpg)は上記のとおり、対象者との友好的かつ真摯な協議が継続する限りは対象者株式の追加買付けを行わない配慮を行う旨を述べ、実際に、当社ら及び特別関係者は、2022年4月22日の翌日以降は、対象者株式の追加買付けは行っておりません。また、特別関係者は、2022年6月下旬に予定されている本公開買付けの開始まで、対象者との協議が継続する限り、対象者株式の買付けは予定しておりません。

(訂正後)

<前略>

4月22日回答書は、対象者に対する敵対的な買収を意図するものではなく、当社(Vpg)は対象者の長期的な企業価値・株式価値の向上に資する戦略的な選択肢を友好的に協議(エンゲージメント)することを目的としておりました。上記の理由から当社(Vpg)は、対象者の戦略的な選択肢の一つとして当社買収提案を行っておりますが、4月22日回答書の時点では、あくまでも戦略上の選択肢の一つであり、上記のとおり、当社(Vpg)は、当社買収提案に限らず、対象者の企業価値・株式価値向上に資するのであれば、対象者の上場維持や当社(Vpg)ではない他の買主候補に対する対象者株式の譲渡も含めて、あらゆる選択肢について対象者との建設的な対話を望んでおりました。また、かかる建設的な対話のため、当社(Vpg)は上記のとおり、対象者との友好的かつ真摯な協議が継続する限りは対象者株式の追加買付けを行わない配慮を行う旨を述べ、実際に、当社ら及び特別関係者は、2022年4月22日の翌日以降は、対象者株式の追加買付けは行っておりません。また、特別関係者は、2022年6月下旬に予定されている本公開買付けの開始まで、対象者株式の買付けは予定しておりません。

(追加)

カ. 2022年5月18日以降の経緯

当社らは、対象者経営陣との真摯な協議を目的として、2022年5月19日に対象者と協議(以下「5月19日協議」といいます。)を行いました。5月19日協議において、対象者からは、(ア)当社らからの対象者の経営方針及び企業価値向上策について、よく研究されているとは思ったが、これで本当に成長できるかというと、もう一歩踏み込まないと、対象者の取締役も実感がわかないこと、(イ)いわゆるスタンドスティル(一定の期間(以下「スタンドスティル期間」といいます。)において当社らが対象者株式を取得せず、第三者をして取得させないことを意味します。以下同じです。)条項を合意することを検討してほしいとの意見があったほか、(ウ)本公開買付前提条件①について、当社らの判断によって放棄すれば敵対的な買収として本公開買付けを開始するとの趣旨なのかという点について質問がありました。これに対して、当社らからは、対象者がどのようなスケジュールにて当社買収提案の検討をしていくのかについて質問したほか、対象者が、当社らから、さらに踏み込んだ経営方針及び企業価値向上策の提案を求めるのであれば、そのために必要となる情報を提供してほしいことを伝えました。

インフロニアは、2022年5月20日付「東洋建設株式会社株式(証券コード:1890)に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ」を公表し、インフロニア公開買付けにおける応募株券等 の総数(4,051,830株)が買付予定数の下限(43,837,790株)に満たなかったため、インフロニア は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことであり、インフロニア公開買付けは不成 立となりました。また、インフロニアは、対象者を完全子会社化する検討を一旦中止し、他方で 対象者との間の従来の資本業務提携関係を継続しつつ、様々な選択肢を視野に入れながらイン フロニアグループの企業価値向上を目指していくとのことです。

その後、当社らは対象者並びに対象者取締役及び対象者特別委員会宛てに、2022年5月22日付けで書簡(以下「5月22日書簡」といいます。)を送付し、(ア)今後のスケジュールとして、2022年6月下旬を目途に本公開買付けを開始することを一旦公表していることを踏まえて、2022年6月下旬までに、対象者が当社らによる当社買収提案について判断するよう、全力で対応すること、(イ)対象者が当社らによる当社買収提案を検討するために必要ということであれば、一定期間のスタンドスティル条項に応諾する意向であること、並びに(ウ)本公開買付前提条件①について、対象者が本公開買付けについて、反対の意見を表明した場合に、これを放棄して対象者に対する敵対的な買収を開始することを意図するものでは全くなく、当社らは、あくまでも対象者と友好的に協議を行った上で、本公開買付けを開始することを企図していることを伝えました。また、当社らは、上記(イ)に関連して、2022年5月24日14時37分の対象者宛てのメールにおいて、(i)対象者から、当社買収提案を検討するために必要な合理的な期間を提示いただければ、それを踏まえてスタンドスティル条項の具体的な期間は検討をさせていただくこと、及び(ii)スタンドスティル期間中で、何らかの事情により検討期間が十分でなくなった際は、スタンドスティル期間の延長含め、再度話し合いで決めたいと考えていることを伝えました。

他方で、当社らは、2022年5月23日付で、対象者より、(ア)当社買収提案の全体像(主に、当社買収提案を公表した理由、投資期間やエグジット方針の具体的な想定、対象者株式の追加買付けの可能性、資金調達の構成・検討状況・確実性、前田建設との資本業務提携関係がなくなること及び対象者が株主となることのディスシナジー等)及び(イ)経営方針及び企業価値向上策(主に、当社ら独自の支援でしか成し得ない成長余地、経営方針及び企業価値向上策により、対象者がマリンコントラクターとして成長できる具体的な根拠、対象者の建設事業につき、土木・建築、民間・公共、国内・海外の受注割合等への考え方、DXを通じた省人化の具体的な対策、成長戦略の達成に必要な投資額及び投資原資、特殊船舶投資における投資リスクヘッジ等)について、質問事項(以下「5月23日質問書」といいます。)を受領しました。

以上の当社買収提案並びに経営方針及び企業価値向上策に関する質疑や面談が行われている 中、対象者は、2022年5月24日付で「合同会社 Vpg らないしダブリューケイ・ワン・リミテッ ド(WK1Limited)らによる当社株式を対象とする大規模買付行為等が行われる具体的な懸念が あることに基づく当社の会社の支配に関する基本方針及び当社株式の大規模買付行為等への対 応方針(Vpg らによる当社株式の公開買付け申込みに関する協議を強圧性のない状況下で真摯 に行うための環境確保のための方策)の導入に関するお知らせ」(以下「本対応方針」といいま す。)を発表し、本公開買付けを含む対象者株式の大規模買付行為等に対する対応方針が導入さ れました。具体的には、当社らが、十分な情報開示を行わずに、(ア)当社らを通じて対象者取 締役会による賛同及び応募推奨を取得せずに本公開買付けを開始すること、又は(イ)特別関係 者を通じて引き続き市場内で対象者株式を買い集めること等により、対象者の経営権の取得を 図る具体的かつ切迫した懸念があるものと考え、対象者は本対応方針を導入したとのことです。 なお、本対応方針に基づき、対抗措置が発動された場合には、会社法第 277 条以下に規定され る新株予約権の無償割当てが行われるとのことです。本対応方針の有効期間は1年間ですが、 有効期間の満了時において、大規模買付行為等が実施されるおそれが継続している場合には、 対象者取締役会が対象者特別委員会の勧告を踏まえて、当該おそれが消滅したと合理的に判断 する時まで、本対応方針は有効に継続するとのことです。なお、2022年6月24日に開催予定の 対象者の定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)において、本対応方針につき、 株主の皆様からの承認を取得できない場合には、対象者取締役会は本対応方針を直ちに廃止す るとのことです。また、有効期間の満了前であっても、対象者の株主総会で選任された取締役で 成される対象者取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方 針はその時点で廃止されるとのことです。また、対象者が公表した「第 100 回定時株主総会招 集ご通知」によれば、対象者は、本定時株主総会において、(ア)本対応方針を導入することの 承認、及び、(イ) 当社らを含む特定株主グループが本対応方針に重大な違反をして大規模買付 行為等を行った場合に対象者が本対応方針に基づく対抗措置を発動することの承認について決 議がなされることが予定されています。

当社らは、5月23日質問書及び本対応方針に対して、2022年6月1日付回答書により回答しました。具体的には、当社らは、対象者と友好的に協議を行うことを常に求めており、また対象者株式の買増しを行わないことについて法的拘束力を持つ形で手当てすることについて対象者と協議をしている最中に、本対応方針という、実質的には有事導入型の買収防衛策の導入を公

表されたことは大変残念であること、対象者の検討のため、当社らとして、より長期のスタンド スティル期間の設定を検討することも可能であり、実際に 2022 年4月 23 日以降は株式取得を 行っていないため、本対応方針に記載されたような「具体的かつ切迫した懸念」はなく、「大規 模買付行為等」が行われるという状況にもないこと、当社買収提案は、インフロニア公開買付け に対する対抗提案として真摯に提案したものであり、対象者からの質問事項のうち、経営方針 及び企業価値向上策に係る質問に対しては、より緻密な検討をして回答するためには、対象者 の公表資料のみに基づく検討を行うのでは十分でないため、スタンドスティル期間を含んだ秘 密保持契約書を締結の上、対象者がインフロニア公開買付けに際してインフロニアに対して提 供された資料と同程度の資料を対象者から提供いただいた上で、検討する必要があることを伝 えました。また、5月23日質問書のうち、(ア)当社買収提案の全体像については、前田建設 との資本業務提携関係がなくなること及び対象者が株主となることのディスシナジー等の対象 者からの情報提供が必要な質問事項を除き、当社らは全て回答し、(イ)対象者の経営方針及び 企業価値向上策については、より緻密な検討をして回答するためには対象者からの情報提供が 必要であることを前提に、当社らが知り得る限りの情報を基に真摯に検討していることをお示 しするため、現時点での当社らの考えを説明しました。また、当社らは、2022年6月6日付で、 対象者における当社買収提案の検討に必要な期間の確認、経営方針及び企業価値向上策に係る 対象者からの情報提供、前田建設との業務提携のシナジーについて、対象者に対する書簡を送 付しております。

また、当社らは、2022年6月8日付で対象者に対して、当社らが2022年5月18日に行った 当社買収提案に関する法的拘束力を有する申込みを補足するために、「東洋建設株式会社株式 に対する1株当たり1,000円での公開買付けによる東洋建設株式会社株式の全株式取得の申込 みの補足について」と題する書面を送付し、対象者に対して、以下の事項を誓約いたしました。 また、2022年6月8日付で、当社らの特別関係者であるWK1Limited、WK2Limited及びWK 3Limitedも対象者に対して同様の事項を誓約する書面を差し入れております。

- (1) <u>当社らは、対象者取締役会が賛同を表明し、また対象者株主に対して応募の推奨を行わない限り、本公開買付け(第三者をして同様の公開買付けを行わせることを含む。)を開始しないこと、及び、対象者の事前の同意なく、上記〈本公開買付前提条件〉記載</u>の本公開買付前提条件①を放棄しないこと
- (2) 当社らは、2023年5月24日までの間、対象者の事前の同意なく、市場買付けその他の 方法を問わず、対象者株式の追加取得及び本対応方針に定める「大規模買付行為等」 (第三者をして当該追加取得及び当該行為等を行わせることを含む。)を行わないこと

当社ら及び特別関係者が上記の事項を誓約した背景としては、本「カ. 2022 年 5 月 18 日以降 の経緯」に記載した対象者と当社らとの間の協議において、対象者が、当社らが上記〈本公開買 付前提条件〉記載の本公開買付前提条件①を任意に放棄して、敵対的な買収を開始する可能性 があること、及び、当社らが 2022 年 6 月末日を超えてのスタンドスティル条項に合意できない との懸念を示し、これらを理由として本対応方針の導入を決定したことがあります。当社らとしては、提案当初から友好的な買収を前提としていましたが、対象者取締役会が本公開買付けに反対意見を表明しないものの賛同表明及び応募推奨とは異なる意見(中立意見を含みます。)を表明する可能性を踏まえて、本公開買付前提条件①の放棄の余地を残しておりました。本公開買付前提条件①を放棄することは当初から想定していなかったものの、文言上は、本公開買付前提条件①の放棄の余地が残っておりましたので、上記の対象者の懸念を踏まえて、本公開買付前提条件①は放棄しないこと(すなわち、本公開買付けの開始には対象者取締役会の賛同表明及び応募推奨を必要とすること)を明確にいたしました。また、スタンドスティル期間についても、上記のとおり、対象者から当社買収提案を検討するために必要な合理的な期間を提示いただければ、それを踏まえてスタンドスティル条項の具体的な期間は検討をさせていただくことは明確にしておりましたが、対象者から具体的な提案はなされていないため、対象者が導入した本対応方針の有効期間である 2022 年 5 月 24 日から 1 年間(すなわち 2023 年 5 月 24 日まで)をスタンドスティル期間として合意することにつき法的拘束力を有する形として明確にしたものです。

また、上記の誓約により本対応方針はその必要性がないことは明らかであると当社らは考えるため、当社らは、対象者取締役会に対して、本対応方針を廃止する旨の決議を行うとともに、 対象者の本定時株主総会に対する本対応方針の導入等に関する議案の上程を取り下げることを 要請いたしました。

当社らとしては、引き続き対象者と当社買収提案に関して誠実に協議する所存であり、最終的には対象者取締役会の賛同表明及び応募推奨を得られるものと考えております。

以上

〈本件に関する報道機関からのお問い合わせ先〉 広報事務局

(当社らが起用する PR エージェント ボックスグローバル・ジャパン株式会社) TEL: 03-6204-4337 担当田邊・久原